

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく

《訪問介護はえみ》指定障害福祉サービス事業運営規程

（事業の目的）

第 1 条 この規定は《株式会社はえみ》が設置する《訪問介護はえみ》（以下「事業者」という。）が行う指定障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護・同行援護）（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定に係る障害者及び障害児（以下、「障害者（児）」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な居宅介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、居宅介護等の実施に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「法」という。）をはじめ、各関係法令等を遵守するものとする。

（事業の運営）

第 3 条 居宅介護等の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第 4 条 居宅介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 《訪問介護 はえみ》
- (2) 所在地 《滋賀県彦根市田附町1227番地》

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 5 条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）

- ・管理者は職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている居宅介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- ・介護給付費等の請求事務および通信連絡事務等を行う。

(2) サービス提供責任者 介護福祉士 2名以上(常勤職員)

- ・利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等(以下、提供するサービスが居宅介護にあつては「居宅介護計画」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画」という。)を記載した書面(以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画書」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画書」という。)を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画書又は重度訪問介護計画書を交付する。
- ・居宅介護計画又は重度訪問介護計画(以下「居宅介護計画等」という。)の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。
- ・事業所に対する居宅介護等の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 常勤換算 2.5名以上

- ・従業者は居宅介護計画等に基づき居宅介護等を提供する。
- ・ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

(4) 事務職員

- ・事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前8時から午後10時までとする。

2 前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

3 サービスの提供にあつては、利用者等からの相談に応じるものとする。

(4) サービス提供日 月曜日から土曜日とする。

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

第 7 条 居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者(18歳未満の者を除く)

(2) 知的障害者(18歳未満の者を除く)

(3) 障害児(18歳未満の身体障害者及び知的障害者)

(4) 精神障害者(18歳未満の者を含む)

(5) 難病患者

- 2 重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
 - (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）
 - (2) 身体障害児（15歳未満以上で、児童福祉法第63条の4の規程により児童相談所長が利用を認めた児童に限る）
 - (3) 知的障害者
 - (4) 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）

- 3 同行援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
 - (1) 身体障害者（うち視覚に障害を有する者）
 - (2) 身体障害児（18歳未満で、資格に障害を有する児童）

（居宅介護等の内容）

第8条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画等の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ア 食事の介助
 - イ 入浴の介助、身体の清拭、洗髪
 - ウ 衣類着脱の介助
 - エ 排泄の介助
 - オ その他必要な身体の介護
- (3) 家事援助に関する内容
 - ア 生活必需品の買い物
 - イ 調理
 - ウ 衣類の洗濯、補修
 - エ 住居等の掃除、整理整頓
 - オ 関係機関との連絡等、その他必要な家事全般
- (4) 外出介助
屋内外における移動等の介助、または通院先等での移動の介助を行う。
- (5) 通院等乗降介助
定期的な通院のために、従業者が自ら運転する車両への乗車・降車の介助を行うとともに、乗車前後の屋内外での移動の介護、受診手続き等の介助等を行う。
- (6) 重度訪問介護に関する内容
入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護、その他の生活全般にわたる援助
- (7) 同行援護に関する内容
 - ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）
 - イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
 - ウ 排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
- (8) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜
 - (2) から (7) に付帯するその他必要な介護、家事、相談、助言等。

(利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等)

第 9 条 居宅介護等を提供した際には、利用者及び障害児の保護者から当該居宅介護等に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない居宅介護等を提供した際は、利用者及び障害児の保護者から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費の額に 90 分の 100 を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者及び障害児の保護者に対して交付するものとする。
- 3 第 11 条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者及び障害児の保護者から徴収するものとする。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ、利用者及び障害児の保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者及び障害児の保護者の同意を得るものとする。
- 5 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者及び障害児の保護者に対し交付するものとする。
- 6 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収するものとする。

通常サービス実施地域にお住まいの方は無料とする。それ以外の地域の方は訪問介護員がお訪ねする為の交通費が実費必要とする。

なお、自動車をしようした場合は、次の額とする。

- ・通常の事業実施地域を超えた地点から片道 5 キロメートル未満 500 円
- ・通常の事業実施地域を超えた地点から片道 5 キロメートル以上 1000 円

- 7 前 6 項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。

8 キャンセル

利用日の前日の営業時間内までに連絡をいただいた場合は、無料とする。

当日急なキャンセルの場合は、下記のキャンセル料を申し受ける。

利用日前日の営業時間内に連絡があった場合は 無料

利用日の当日 3 時間前までに連絡をいただいた場合は 500 円

利用日の当日連絡の無い場合または訪問時ご不在の場合は 1000 円とする。

- 9 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示するとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査をおこない、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとする。開示に際して複写料などが必要な場合は 1 枚につき 10 円利用者の負担となる。

(利用者負担額等に係る管理)

第 10 条 事業所は、利用者及び障害児の保護者の依頼を受けて、当該利用者等が同一のつきに指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス

等」という。)を受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、彦根市、東近江市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町区域とする

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

- 第12条 現に居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、サービス提供責任者又は管理者に報告するものとする。
- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 居宅介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 4 居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情処理)

- 第13条 提供した居宅介護等に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した居宅介護等に関し法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により滋賀県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は滋賀県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は滋賀県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。
 - 3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守

- し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 基準第40条第2第1号の虐待の防止のための対策を検討する委員会
(以下「虐待防止委員会」という。)の設置等

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
 - 3 雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。
 - 4 事業所は、利用者に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第17条 この規程に定めるほか、《訪問介護はえみ》の運営に関する重要事項については、《株式会社はえみ》と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成23年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成23年 11月 21日から改訂する。
この規程は、平成24年 4月 1日から改訂する。
この規程は、平成25年 1月 1日から改訂する。

この規程は、平成25年 6月 1日から改訂する。

この規程は、平成25年 7月 1日から改訂する。

この規程は、平成25年 9月 10日から改訂する。

この規程は、平成25年 12月 5日から改訂する。

この規程は、平成26年 5月 8日から改訂する。

この規程は、平成27年 4月 1日から改訂する。

この規程は、平成28年 2月 1日から改訂する。

この規程は、令和 4年 4月 1日から改訂する。